

## 個人情報保護委員会（第151回）議事概要

- 1 日時：令和2年8月26日（水）14：30～15：00 オンライン開催
- 2 出席者：丹野委員長、熊澤委員、小川委員、中村委員、大島委員、大滝委員、宮井委員、藤原委員  
福浦事務局長、佐脇審議官、西中総務課長、赤阪参事官、山澄参事官、濱口参事官

### 3 議事の概要

- (1) 議題1：個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理案について  
事務局から、資料に基づき説明を行った。

小川委員から「この中間整理案は当委員会で決定した方向性や論点も踏まえた案になっており、問題ない。有識者検討会の各委員に敬意を表するとともに、引き続き検討をお願いしたい。当委員会としても、法案提出に向け、関係省庁と連携し、法案作成を含め精力的に参画していきたい」旨の発言があった。

中村委員から「地方公共団体の個人情報保護制度については、当委員会で開催していた懇談会という実務的な論点に関する意見交換の場から、この内閣官房の検討会において具体的な検討を行う段階に移行することが、中間整理案で示された。検討会においては、地方公共団体の個人情報保護制度や、個人情報保護制度に関する国と地方の役割分担の在り方などに関する地方の意見をよく聞くことが重要であると同時に、データの利活用における民間企業の果たす役割や直面する課題などについて、民間の意見をよく聞くことも重要である。検討会における議論が、地方自治への配慮を踏まえながら、地域や国が取り組まなければならない課題の解決に役立つようなデータの利活用の促進と住民の権利の適切な保護に資する、地方公共団体の個人情報保護制度の確立につながることを期待している」旨の発言があった。

藤原委員から「中間整理案における不均衡や不整合の例は、2003年施行の旧個人情報保護法の立案段階でも意識はされていたが、課題として長く残っており、その解決が図られることは非常に意義のあることだ。3法の統一に関しても、既存の制度を前提に考えていく必要があり、難しい議論をせざるを得ないが、中間整理案は多くの論点に目配りがきいたものである。引き続き、データ利活用の支障を除くという観点と、個人情報保護法制は個人の権利利益の保護の充実を目標とするという観点からバランスを取りつつ、官民の実態を踏まえた議論を続けていかなければならない。

次に、当委員会と情報公開・個人情報保護審査会の関係の整理について、

審議状況を必要な範囲で当委員会と共有するための仕組みを検討する場合、審査会ではインカメラ審理を実施している点を踏まえての検討が必要である。勧告制度の運用に関しては、答申に拘束力がないという点を踏まえて、審査会と当委員会との一層の協働を図るという観点が重要だと考えている。

最後に、地方公共団体の条例との関係について、自治体が独自に条例によるルールを図ってきた経緯があることに鑑み、配慮・配意する必要があることを前提とした上で、あるべき個人情報保護法制の姿を見据えた視点を持つことも重要である。我が国の個人情報保護法は、2003年の旧個人情報保護法が第一世代の法律、2015年の改正法及び2020年の改正法が第二世代の法律であり、今後の3法の統一及び所管の一元化による改正法がEU諸国等と同様の第三世代の個人情報保護法になると考えている。我が国全体の個人情報保護制度との調和や、個人の権利利益の保護のためのナショナルミニマムの実現という観点から、地方の実情にも十分配慮しつつ、当委員会も関与して進められるよう、法律的な手当ても含め検討すべきである。自治体条例の骨格が検討された当時には、これほどのデジタル化・グローバル化は予想されていなかったが、今後は国際的観点、ナショナルミニマムという観点から、当委員会が関与していくことはあり得る。ただし、その場合には条例による上乘せ・横出しもあり得るという点を考慮しておかなければならない」旨の発言があった。

丹野委員長から「今3人の委員から、非常に有意義で活発な御意見をいただいた。この中間整理案は我々のこれまで議論してきたことを十分に踏まえたものとなっており、この方向で更に検討を重ねていただきたい」旨の発言があった。

「個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理案」について、8月28日開催予定の個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースにおいて、本案のとおり決定されることに、当委員会としても異議はないということでした承された。

(2) 議題2：日EU相互認証の見直し（レビュー）に向けた対応について  
事務局から、資料に基づき報告を行った。

熊澤委員から「我が国及び欧州連合間の円滑な個人データの相互流通を可能とする日EU相互認証は、当委員会の取組として最も重要なものの一つである。関係当局と連携し、当委員会による個人情報保護法第24条による指定の見直し、及び欧州委員会による充分性認定のレビューの双方にしっかりと取り組んでまいりたい」旨の発言があった。

以上